

# 高島市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

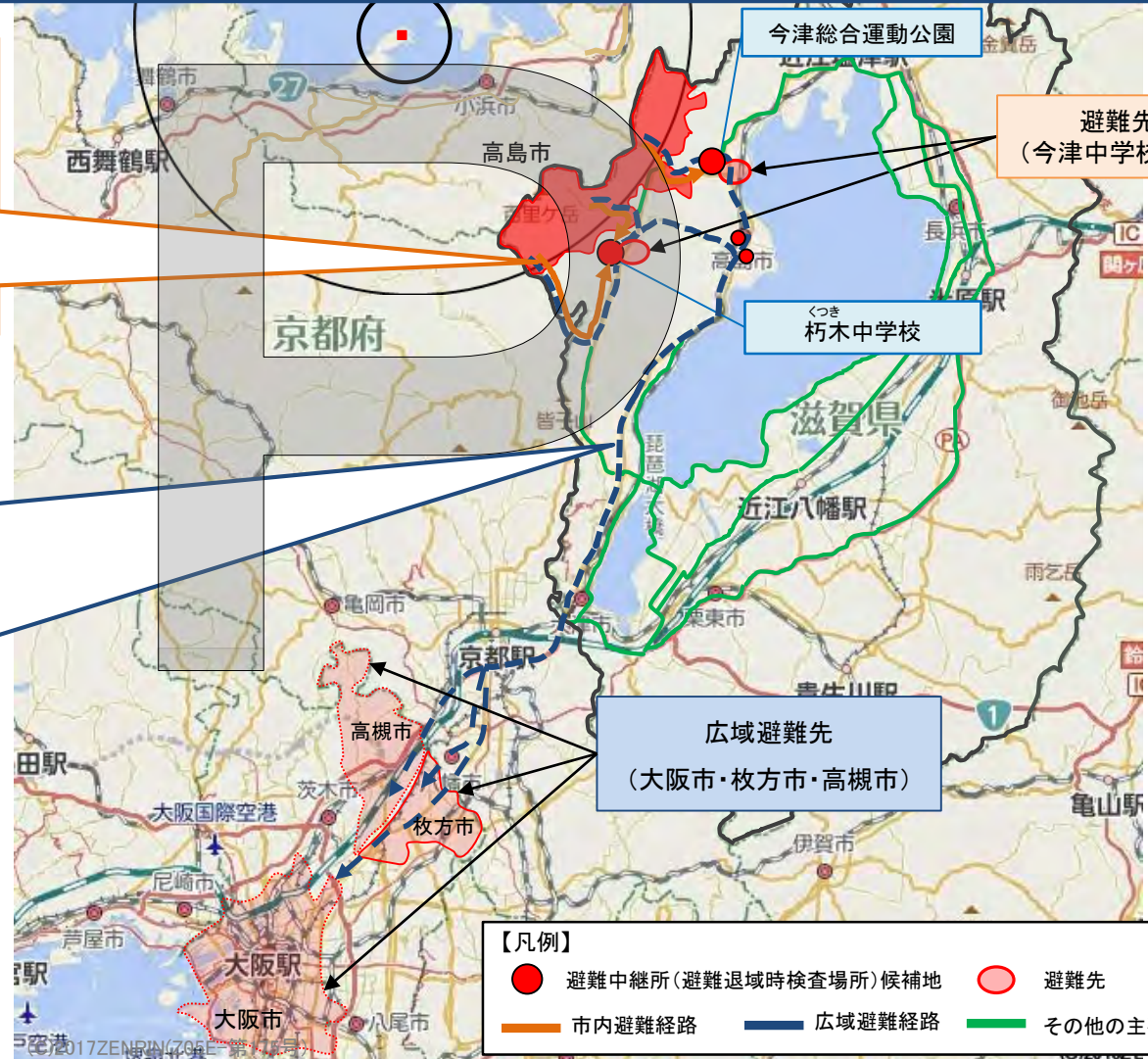
- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、**滋賀県バス協会**に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、**一時移転等**の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。

【高島市内の避難経路】  
 <今津地域>  
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→今津中学校

<朽木地域>  
 (県道781号→)県道23号→国道367号→避難中継所(朽木中学校)→グリーンパーク想いの森、朽木中学校

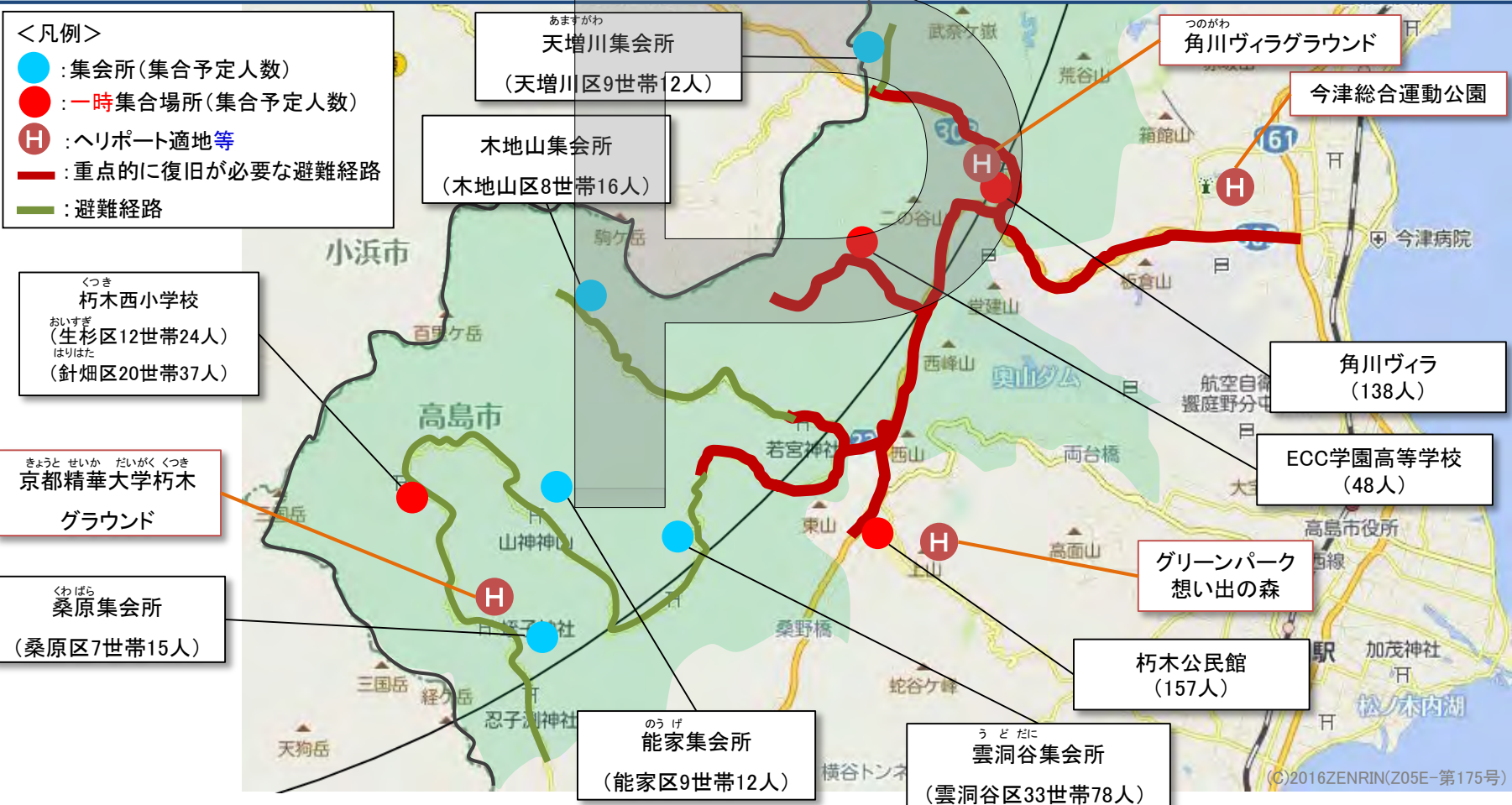
【広域避難経路(県外)】  
 <今津地域>  
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→名神高速道路(大山崎IC)→国道171号→高槻市(又は)  
 国道303号→避難中継所(今津総合運動公園)→県道534号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→京都南IC→京阪国道→枚方市

<朽木地域>  
 (県道781号→)県道23号→国道367号→避難中継所(朽木中学校)→県道23号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→第二京阪道路→門真IC→大阪市



# 自然災害等により孤立した場合の対応（滋賀県）

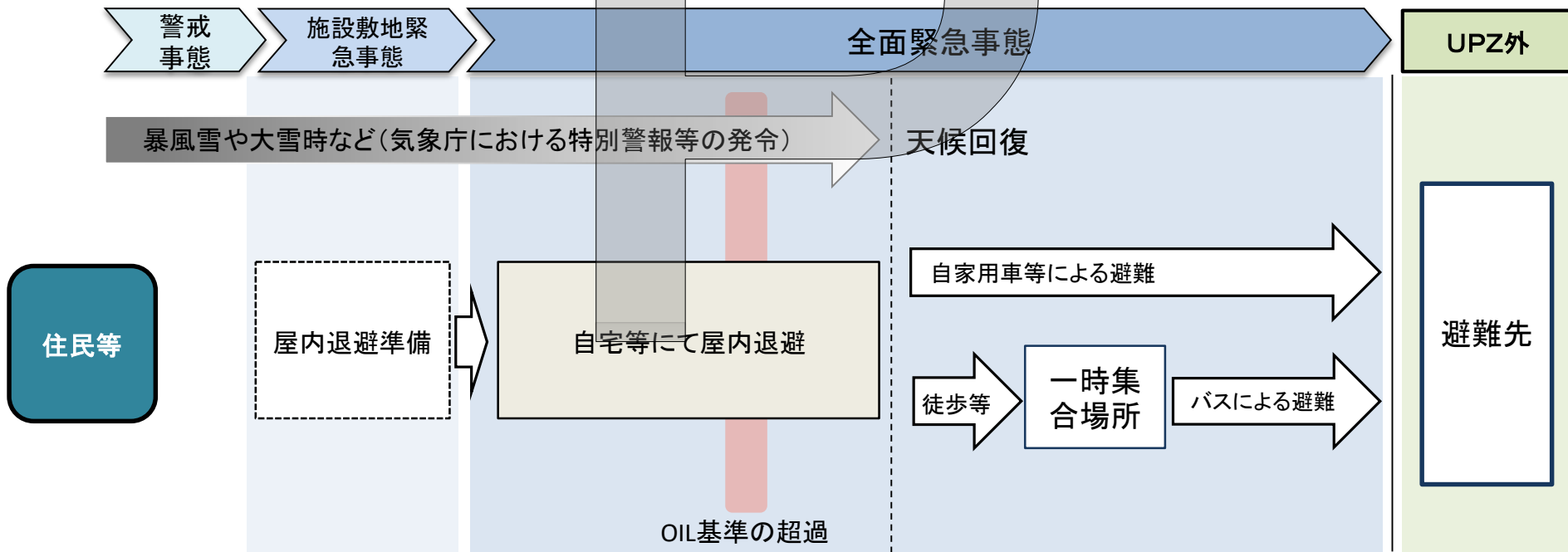
- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 高島市内のUPZは山地であることから、**自然災害**の発生等により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、集会所または**一時集合場所**で屋内退避を行う。集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

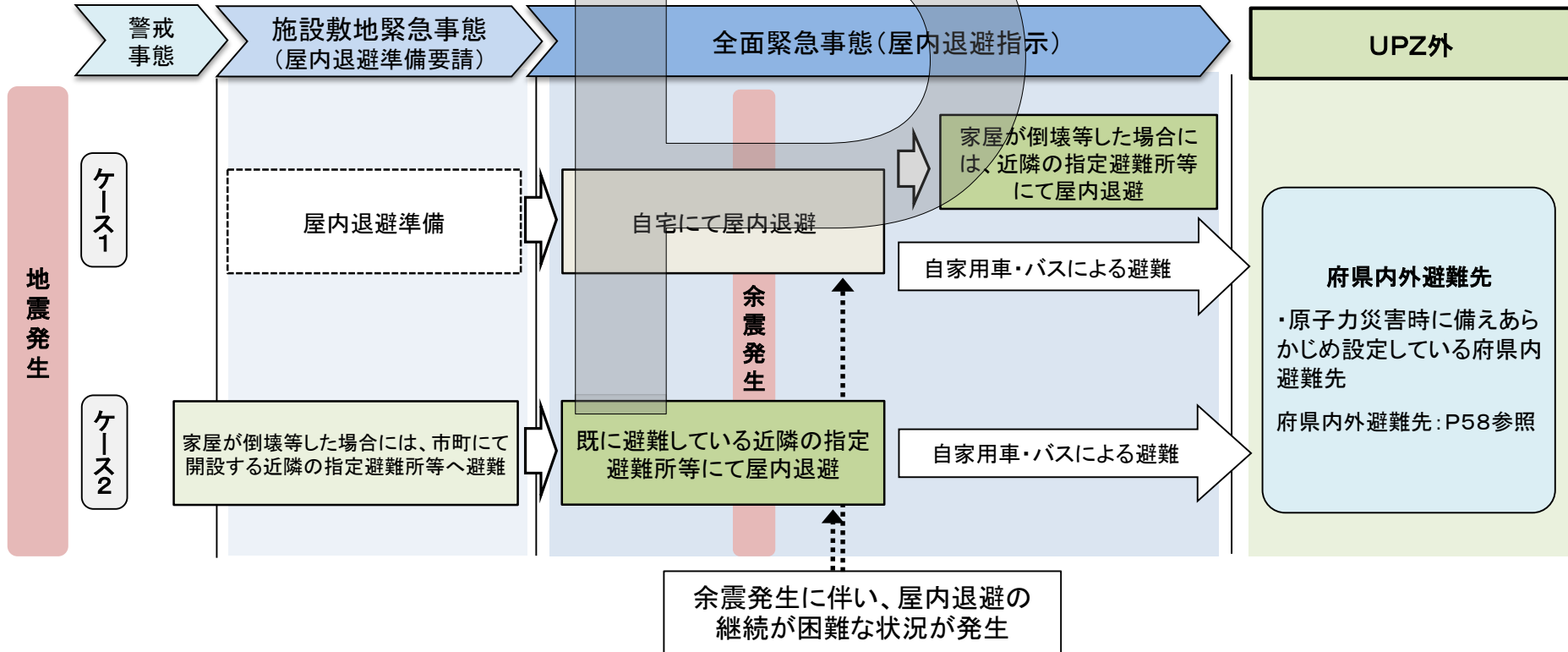
< 全面緊急事態で天候が回復した場合 >





- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う※2。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

## <屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合>



※1 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が56台、ストレッチャー車両が39台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、704台と89台であり、必要台数を確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー(800台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	260台	175台	
医療機関	173台	253台	
社会福祉施設	350台	105台	
合計	783台※1	533台※2	※1 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送をすることを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	56台	39台	・ピストン輸送(14往復)を想定

県内の福祉車両保有数	704台	89台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー保有数	800台(平成29年2月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用  
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が47台、ストレッチャー車両が40台に対して、京都府内における保有車両数はそれぞれ、115台と148台であり、必要台数を確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは府内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)京都府タクシー協会に所属するタクシー(6,047台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	204台	44台	
医療機関	192台	362台	
社会福祉施設	261台	144台	
合計	657台※1	550台※2	※1 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送をすることを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	47台	40台	・ピストン輸送(14往復)を想定

府内※3の福祉車両保有数	115台	148台	・府内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く) ※3 京都府及びUPZ市町内の福祉車両の保有数
(一社)京都府タクシー協会に所属するタクシー保有数	6,047台(平成29年4月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

# UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（滋賀県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が3台、ストレッチャー車両が1台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、228台と20台であり、必要台数を確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、(一社)滋賀県タクシー協会に所属するタクシー(1,148台)を活用。(車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。)
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	9台	1台	
医療機関	—	—	
社会福祉施設	23台	0台	
合計	32台※1	1台※2	※1 車椅子車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定 ※2 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	3台	1台	・ピストン輸送(14往復)を想定

県内の福祉車両保有数	228台	20台	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数(消防の保有する救急車の台数を除く)
(一社)滋賀県タクシー協会に所属するタクシー保有数	1,148台(平成29年4月時点)		・一般タクシーは、車椅子(大型電動車椅子を除く)を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※ この他、関西電力の保有する福祉車両(車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請